

# 船津座ご利用の手引き

## 【開館時間】

午前9時から午後9時30分まで 予約使用・イベントのない場合は、午後5時で閉館。

## 【休館日】

毎週火曜日

ただし、諸事情で指定管理者が必要と認めた場合には、火曜日以外も休館する場合があります。また、火曜日を開館する場合もございます。

## 【利用の申込】

申請者は直接ご来館の上、船津座備え付けの「使用許可申請書」を提出してください。ホームページからも使用許可申請書を取得できます。郵送による申し込みはできません。電話での予約受付は致しますが、予約当日までに必ず申請書を提出して頂きます。

## 【利用申込期間】

利用日の4ヶ月前から受け付けます。 利用日が競合する場合は先着順となります。

## 【受付時間、場所】

時間：営業時間内

TEL:0578-83-0151

船津座1階事務所 飛騨市神岡町船津1130-1

FAX:0578-83-0152

## 【使用料】

原則として、利用当日に船津座事務所にて納めていただきます。

(料金には消費税が含まれています。)

宴会利用等の場合は、飲食等も含め請求書を発行いたしますので、利用日から1ヶ月以内にお支払いください。

## 【使用料の変動】

1. 利用者が営利目的、商業宣伝、その他これらに類する目的をもって利用するときの使用料の額は、基本使用料の2倍の額とします。
2. 事前準備・リハーサルに関わる枠の使用料は半額とします。  
前日の準備枠使用も料金が使用料の半額となります。
3. 利用枠を超過した分に関しては、1時間あたりの延長料金が発生します。
4. カルチャー教室等のご利用で、毎週ご利用の場合は使用料が半額となります。

## 【手数料】

### 1. 使用手数料

- (1) 船津座に作業等を依頼する場合には手数料が発生いたします。
- (2) 営業販売が発生した場合には、手数料として売上金額の5%を申し受けます。(飛騨市内の企業団体は免除致します。)

## 【ケータリング利用】

飲食の持込利用は、原則禁止です。

館内で飲食を要する場合は、船津座の指定する仕出し業者のメニューを注文して頂きます。

ご注文は必ず船津座に入れてください。

ケータリングについては、利用日の一週間前までにメニューを選んでいただきます。

## 【利用の制限】

次のような場合には利用の承認はできません。また、すでに承認している場合でも利用の取り消し、停止もしくは制限をすることがあります。

- 1) 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- 2) 利用の権利を他人に譲渡または転貸したとき。
- 3) 船津座のイメージ損傷。管理上または公益確保のため支障があると認められるとき。
- 4) 飛騨市条例および同施行規則に違反したとき。
- 5) 事前許可なく営利を目的とした物品販売およびそれに類する行為とみなされるとき。

### 【利用期日の変更】

利用期日の変更、キャンセルは1週間前まで受け付けます。連絡無しにキャンセルとなった場合、キャンセル料が発生致します。(全額負担)

### 【事前の打ち合わせ】

催し物を円滑に進行させるため、利用日の1週間前までに、予約内容、スケジュールについて打ち合わせをお願いします。その際、希望の日時をご連絡下さい。

### 【利用に必要な人員の確保】

会場には必ず責任者を置いて下さい。また入場者の整理や案内、アナウンス、もぎり、誘導等に必要の人員は利用者側で確保してください。尚、必要な人員について、船津座に依頼される場合には別途定める料金にて申し込み時に別途依頼してください。

### 【利用時間について】

午前9時から午後9時30まで(準備や後片付けも利用時間に含まれます。)

### 【定員の厳守】

各施設の収容定員は厳守してください。

### 【火気の使用】

船津座にはロビーと、狸茶屋の2ヶ所が喫煙場所になっております。それ以外の場所の火気の利用はご遠慮下さい。

### 【管理の責任】

楽屋や開館中の展示品等の管理は利用者の責任において行ってください。  
当館では盗難等の責任は一切負いません。  
駐車場内での盗難・破損等その他トラブルについての責任は一切負いません。  
敷地外でのトラブルや事故についての責任は一切負いません。  
(特に河川敷等では十分な注意と責任ある行動をお願いいたします。)

### 【職員の立ち入り】

管理運営上の都合上、当館の職員が立ち入る場合があります。

### 【現状の回復/損害賠償】

利用後は、設備・備品・器具等はその状態へ戻しておいてください。万一、損傷・汚損・滅失等をした場合には利用者において賠償していただきます。

### \*利用者へのお願い\*

1. 地域交流センター船津座では、営利を目的とした物品販売等は申請をして許可を得てください。(料金別途設定)
2. 催し事に関係のない寄付金の募集・物品の販売や展示・印刷物の配布宣伝等のご遠慮ください。
3. ポスター・案内板等は建物の壁・ガラス・扉・柱等には取り付けないでください。所定の場所がございますので、事前にお申し出下さい。
4. コピー等を利用される場合は、実費をいただきます。  
(白黒:1枚10円 カラーA3:1枚150円 A4・B4・B5:1枚100円 Fax:1枚50円)

飛騨市役所 神岡振興事務所 農林商工係  
船津座事務局  
平成20年1月1日現在

